

特定非営利活動法人ひろだいらサーチ附属ひろだい地域商社研究会会則

(名称)

第1条 本会は会の名称を「特定非営利活動法人ひろだいらサーチ附属ひろだい地域商社研究会」と称し、NPO 法人ひろだいらサーチに属するものとする。

(目的)

第2条 本会は、地域商社に関する学術的事柄に関する調査研究を推進するとともに、地域における実務的事項に関する調査と情報交換を行い、会員相互の交流を深めることを図り、会員各人が自ら研鑽を積むとともに、地域および中小企業の育成・発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 一 地域商社に関する研究及び実務上の導入支援
- 二 経営に関する研究及び経営コンサルティングの実践
- 三 研究会、講演会及び見学会などの開催
- 四 会員相互の懇親
- 五 その他必要と認められる活動

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、NPO 法人ひろだいらサーチ会員であることまたは、本会が入会を認めた者であることを要する。

(会員の種類)

第5条 本会の会員には次の種別をおく。

- 一 正会員：NPO 法人ひろだいらサーチの会員で、NPO 研究員を兼ねる。
- 二 特別会員：本会の趣旨に賛同する個人
- 三 賛助会員：本会の趣旨に賛同する法人等

2 会費は別途定める

(入会・退会)

第6条 会員は、会員の意思により本会をいつでも入会又は退会できるものとする。

(除名)

第7条 会長は会員が本会の名誉を傷つけ又は会則もしくは公序良俗に反する行為を行い、

本会の会員として不相当であると認められるときは、当該会員を除名することができる。

(役員)

第8条 本会は、次の各号に定める役員を置くことができる

- 一 会長（代表）
- 二 幹事
- 三 会計
- 四 監査人

(役員の仕事)

第9条 幹事は、幹事会を構成し、本会の運営に係る仕事を処理する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 会計は、本会の収入支出の仕事を処理する。
- 4 監査人は、本会の会計監査を行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(総会)

第11条 総会は、本会会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の各号に定める議案を審議し決定する。
 - 一 会則の改正に関すること
 - 二 役員を選任及び解任
 - 三 決算
 - 四 その他本会の運営に関する重要な事項
- 3 前項の議案は、総会出席者の過半数をもって議決される。
- 4 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月内に行われる研究会までに開催する。
- 5 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 6 総会は、会長が招集する。

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事をもって構成される。

- 2 幹事会は、次の各号に定める議案を審議し決定する。

- 一 総会で議決した事項の執行に関する事
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 前項の議案は、幹事会出席者の過半数をもって議決される。
 - 4 幹事会は、会長が招集する。

(守秘義務)

第 13 条 会員は、本会の許可がない限り、次に定める事項に関する秘密情報（以下「秘密情報」という）を第三者に漏洩又は開示してはならない。

- イ 会員名簿、メールアドレス等の会員の個人情報に関する事項
 - ロ 会員が提供した会社情報、ノウハウ、技術、営業に関する事項
 - ハ 客観的に秘密と考えられる情報に関する事項
 - ニ その他本会が特に秘密保持の対象として指定した事項
- 2 会員は、秘密情報が第三者に漏洩もしくは開示され、又は第三者に秘密情報の複製物が配布されたことが明らかになった場合には、その旨を直ちに本会へ報告し、本会の事実調査に全面的に協力する義務を負うとともに、漏洩した複製物の回収又は情報の消去に努めなければならない。
 - 3 会員は、秘密情報に関する書類、写真、電子的記録等の資料及びそれらの複写又は複製物を厳重に保管しなければならない。
 - 4 会員は、本条に規定する守秘義務について、本会を退会し又は除名された後においても常に負うものとする。
 - 5 会員又は本会を退会しもしくは除名された者が本条の規定に違反した場合には、本会及び本会会員の被害を賠償するものとする。また、本条の規定に違反した会員については、本会則第 6 条に定める除名処分を受けることがある。

(事業年度)

第 14 条 事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、その翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

附 則（令和元年 11 月 1 日会則）

この会則は、令和元年 11 月 1 日から適用する。